

平成 30 年 1 月 15 日

市民の皆様へ

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人

大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬入再開について

泉南清掃工場から発生する一般廃棄物焼却残渣（ばいじん処理物）について、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「本センター」という。）の受け入れ基準である鉛の溶出基準（0.3mg/L）が超過したことにより、平成 29 年 7 月 28 日付けで本センターより搬入停止措置がとられたことについて、下記のとおり解除されましたのでお知らせいたします。

期間中は市民の皆様並びに関係者様へは多大なご迷惑をお掛けしましたことに深くお詫び申し上げますとともに、搬入再開にあたりごみの分別を含め、ご尽力並びにご協力をいただきありがとうございました。

今後、このような事態が発生することのないよう、管理体制の強化を含め、安全・安心な運転管理に努めてまいります。

記

○搬入停止解除日

平成 29 年 12 月 25 日

○再 発 防 止 策

1. 焼却灰及び飛灰（ばいじん）処理の薬品（キレート剤）添加量の増量
2. ごみの受入体制の強化（不適合ごみの除去・展開検査含む）
3. 焼却炉への安定ごみ供給強化（ごみピット内のクレーンによる攪拌）
4. 一般市民向け啓発活動強化（ビラ配布及び構成市内地区説明）

○再 開 基 準

1. 鉛の溶出量測定について継続的基準内結果の確認（4 週以上）
2. 本センターへの改善措置報告書提出
3. 本センターによる現地確認
4. 本センターによる再開についての解除通知の受理